

2019年度中の認定取得を希望される場合の太陽光発電設備 (低圧 50kW 未満) の接続契約申込みに当たっての留意事項について

1. 2019年度調達価格適用に関する留意事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」といいます。）に基づく2019年度の調達価格の適用を受けるためには、2020年3月末までに国の認定を取得する必要があります。

また、認定の取得に先立ち、国へ接続の同意を証する書類（当社が接続契約締結時に発行する書類）を国へ提出する必要がありますので、下記の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

2. 2019年度中の認定取得を希望される場合の当社への接続契約申込みについて

2019年度中の認定申請等にかかる提出期限について、先般、国より公表されており、2019年度中の認定取得を希望される場合の接続の同意を証する書類の国への提出期限日については、それぞれ、

太陽光発電設備（低圧 10kW 未満）：2020年 1月 10日（金）

太陽光発電設備（低圧 10kW 以上）：2019年 12月 20日（金） とされております。

つきましては、低圧 50kW 未満の太陽光発電設備で、2019年度中の認定取得を希望される場合、技術検討に必要な書類を揃えて、それぞれ、遅くとも以下の期日までにお申込みいただきますようお願いいたします。

太陽光発電設備（低圧 10kW 未満）：2019年 11月 8日（金）

太陽光発電設備（低圧 10kW 以上）：2019年 10月 18日（金）

ただし、今後、2019年度中の認定取得を希望されるお申込みの集中等により、お手続きに関して相当の混雑が予想されるため、上記の期日までにお申込みいただいた場合でも、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけない可能性がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、余裕を持ったお申込みをお願いいたします。

3. 供給契約（電灯契約や動力契約）のお申込みについて

太陽光発電設備の当社系統への連系に係る技術検討にあたっては、パワーコンディショナー等、再生可能エネルギー発電設備の付随設備や、発電設備設置箇所の負荷設備を踏まえた検討が必要となりますので、接続契約のお申込み（太陽光のお申込み）とあわせて、供給契約のお申込み（電灯契約や動力契約など）をいただきますようお願いいたします。

供給契約のお申込みがない場合、技術検討手続を進めることが出来ず、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけない可能性がありますのでご注意ください。

※ 2019年度中の認定申請等にかかる提出期限の詳細については、国のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金9:00～17:00 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]